

**患者家族の安全対策20か条を
全面改訂** (No.029の改訂)

平成14年12月から全入院患者に渡してきた「患者家族の安全対策20か条」を全面改訂し、平成21年3月1日から改訂版を配布します。

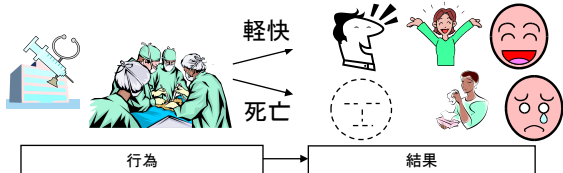
平成21年2月23日
医療安全対策
文書 No.738

1) いろいろな病気があります：
主な疾患、併発する疾患

2) 入院後の経過のパターン

3) ご高齢であることのリスク(合併症、転倒、骨折)

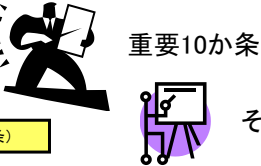
4) 医療契約は準委任契約



5) 当院は一般病床(急性期病床)を有する病院です

6) 患者・家族参加型リスクマネジメント

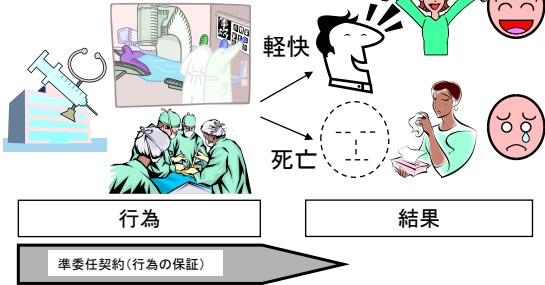
7) 患者・家族の安全対策20か条(重要10か条とその他の10か条)



**医療は準委任契約です。
結果まで保証するものではありません。**

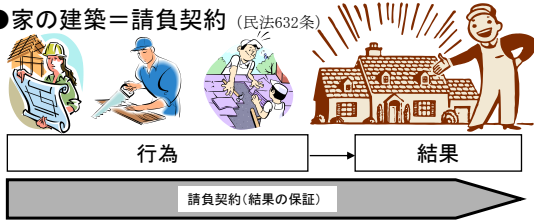
平成16年10月1日
医療安全対策
文書 No.354

●医療＝準委任契約 (民法656条)



●医療(診療契約)とは「準委任契約」であり、最善の行為を保証するものです。
●「請負契約」のように結果までは保証していません。

●家の建築＝請負契約 (民法632条)



●注意義務は、その人が従事する職業、その人の属する地位、その人が置かれている状況に応じて普通に要求される水準の義務と、その人の個別的、具体的能力に応じて要求される水準の義務とに分けられる。前者は善良なる管理者の注意義務、後者は自己の財産における同一の注意義務と呼ばれる。